

介護支援センター「おげんきさん」 重要事項説明書

<令和6年 4月1日より>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0184-28-0568  
担当 介護支援専門員 今野吉臣

\*御不明な点は何でもお尋ね下さい。

2. 介護支援センター「おげんきさん」の概要

①事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	介護支援センター「おげんきさん」
所在地	〒015-0843 秋田県由利本荘市東梵天95番地2号
介護保険事業所番号	570508101
サービス提供地域	由利本荘市

\*上記サービス提供地域以外でも御希望の方は御相談下さい。

②事業所の職員体制

	資格	常勤	内容	計
管理者 主任介護支援専門員	介護福祉士	0.3	従業員の業務管理 居宅支援	1
		0.7		
介護支援専門員	介護福祉士	1	居宅支援	1
介護支援専門員	社会福祉士	1	居宅支援	1
介護支援専門員	介護福祉士	1	居宅支援	1

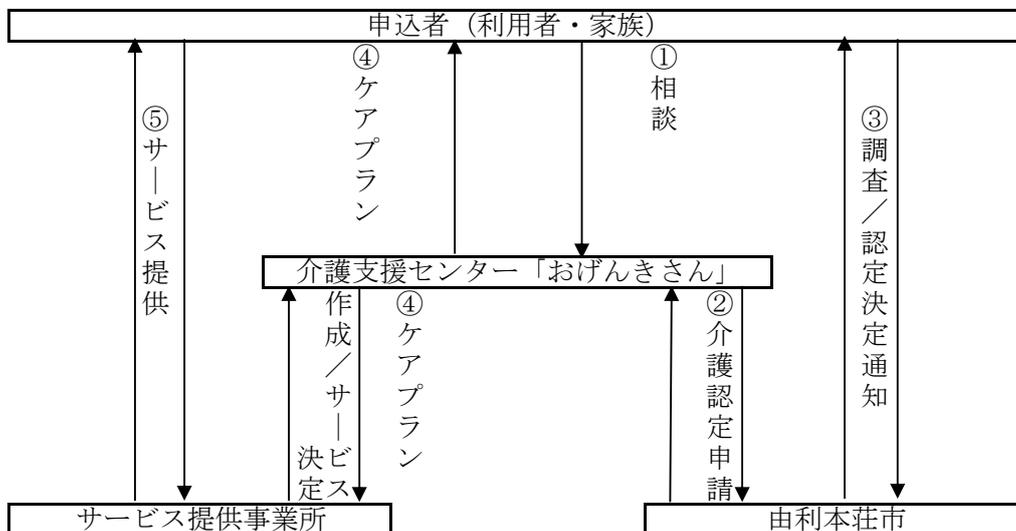
\*常勤1介護支援専門員が受け持つ、要介護利用者数は1人45名未満です。(予防支援0.3含む)受け入れ出来ない場合、事業所に正当な理由がある場合はお断りさせていただく事もあります。

③営業日・時間及び休業日

営業日・時間	月曜から土曜の8:30~17:30
休業日	日曜/8月13・14日/12月31日~1月3日

\*緊急連絡先 080-2588-8955 24時間対応しております。

3. 介護認定の申し込みからサービス提供までの流れ



#### 4. 利用料金

①介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

\*介護保険料の滞納により法定代理受領が出来なくなった場合は、一ヶ月あたり要介護度に応じて下記の料金を頂き、当事業所よりサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供書を由利本荘市の窓口に出すと、全額払い戻しを受ける事が出来ます。

②上記の場合、月毎の清算とし翌月5日までに利用者に請求書を送付致します。利用者は当月の請求金額を翌月15日までに現金で支払って下さい。領収書を発行致します。

要支援1・2	4,420円
要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

\*当事業所は特定事業所加算Ⅱを頂いております。

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所です。
- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に対応できる体制を整えております。
- ・当事業所は、地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合には、事業所内でのカンファレンスを行い適切に引き受けられる体制を整えております。
- ・介護支援専門員実務研修、実習受け入れ協力事業所となっております。ご協力を依頼する事があります。
- ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅計画サービスの作成を行います。
- ・当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施しております。
- ・他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で、事例検討会や研修会を開催します。
- ・ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、多制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等へ参加します。

上記加算にて、4,210円頂きますが、①と同様介護保険からの給付により給付されますので自己負担はありません。

③交通費は無料です。

#### 5. キャンセル規定

利用者がこの居宅支援に係わるサービス提供をキャンセルまたは変更する場合は事前に御連絡下さい。

連絡先 0184-28-0568

\*なお、キャンセルまたは変更に伴う料金は発生致しません。

#### 6. 契約の終了について

①利用者の都合でサービスを終了する場合

利用者は契約終了希望日の7日前までに、文章でのお申し出があればいつでも解約が可能です。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合があります。その際、終了一ヶ月前までに文章で通知致します。

③自動終了

以下の場合は双方の文章がなくとも自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者の要介護認定区分が自立（非該当）と認定された場合。
- ・利用者が介護保険施設に入所された場合。
- ・利用者が死亡した場合。

#### ④その他

- (1) 利用者や家族等が当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文章で通知する事により即座にサービスを終了させて頂く事があります。
- (2) ケアプラン作成時、十分な説明は行いますが、不明な点がある場合や「複数のサービス事業者を紹介して欲しい。」「なぜこのサービス事業所を選んだのか？」等確認したい場合、遠慮なく介護支援専門員へご質問下さい。介護支援専門員は説明の義務があります。
- (3) 1：利用開始時、当事業所での、前6ヵ月間に作成した居宅介護計画書における、訪問介護通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合をお知らせします。  
2：前6ヵ月間に作成した居宅介護計画書における、上記4種の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合をお知らせします。

### 7. 当事業所の特徴等

#### ①運営方針

当事業所は介護保険の理念に基づき、利用者と家族の生活形態を尊重しながら利用者の日常動作の低下・認知症の予防、家族の介護負担軽減に努め自宅での生活が継続出来る様に支援致します。また各サービス事業所・地域の協力を得るとともに、統合的かつ効果的なサービスが提供出来る様に公正中立な支援を致します。職員はより豊かな人間性を身に付けるとともに、在宅介護の知識向上を図る事が出来る様に研修参加、自己研鑽に努めます。

#### ②居宅支援の実施概要

当事業所は、利用者と家族に現在起こっている事実を的確に捉え、その方らしさを見つけ「利用者本位」の生き生きとしたケアプランを作成致します。  
なお、サービス提供に関する資料については、利用者または家族の御希望があればいつでも開示致します。

### 8. 個人情報開示について

- ①居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議、または、介護支援専門員と居宅サービス計画に位置づけられた事業所の担当者との連絡調整に必要と判断された場合に情報を開示致します。
- ②個人情報の提供は必要最小限とし、それに当たっては関係者以外に漏れる事のない様に細心の注意を払います。
- ③個人情報を提供した場合、相手・内容等を記録致します。

### 9. 閲覧可能な資料について

当事業所では適切な事業運営の確保の為、事業計画、財務内容、サービス提供記録を閲覧可能な状態にしております。必要な方はいつでも、お申し出下さい。

### 10. 利用者へのお願い

当事業所が交付する居宅サービス計画書・サービス利用表等は、利用者の介護に関する重要な書類となるので、契約書・重要事項説明書とともに大切に保管下さい。

### 11. サービスに関する苦情相談窓口

☆当事業所苦情相談窓口

- ・苦情対応責任者
- ・担当主任介護支援専門員 今野吉臣
- 電話 0184-28-0568

☆公的苦情申し立て窓口

- ・地域包括支援センター（基幹型）  
電話 0184-24-6345
- ・秋田県国民健康保険団体連合会  
電話 018-883-1550
- ・由利本荘市 長寿生きがい課  
電話 0184-24-6323
- ・本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課  
電話 0184-24-3347

12. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに、主治医、救急隊、利用者御家族、市町村、県に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

13. 虐待防止のための当社の対応

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業者へ周知徹底します。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 虐待防止担当者 管理者 今野吉臣

身体拘束規定

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行いません。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 当社の概要

名称・法人種別	有限会社	よろ津や
代表者名	代表取締役	佐藤 つづり
本社所在地・連絡先	秋田県由利本荘市東梵天97番地2	
	電話	0184-22-1488
	F A X	0184-74-5318

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

令和 年 月 日

説 明 者 事業所名 介護支援センター「おげんきさん」

職 氏名 介護支援専門員

以上の説明を受け、サービス提供の開始について同意致します。

令和 年 月 日

<利用者> 住所

氏名

<御家族> 住所

氏名

続柄  
( )

<利用者代理人> 住所

氏名

続柄  
( )